

令和2年4月6日

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象
並びに自治体における対応に向けた準備についての要約

公益社団法人 日本透析医会
新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループ
委員長 菊地 勘

令和2年4月2日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」¹⁾、都道府県に事務連絡がなされましたので、透析患者に関する要点を記載いたします。

令和2年3月1日に厚生労働省は、地域での感染拡大の状況によっては、無症状病原体保有者および軽症患者は、PCR検査陽性であっても、自宅での安静・療養を原則とすることを示しています²⁾。今回、厚生労働省は、感染拡大が実際に起き、地域で入院医療提供体制の対策移行が行われた場合の、軽症者など宿泊療養や自宅療養の対象者を示し、地域での感染拡大が起きた際、都道府県がその準備に抜かりがないように指示しています。

宿泊療養・自宅療養の対象者の考え方が下記のように示されています。

無症状病原体保有者および軽症患者で、感染防止にかかる留意点が遵守でき、原則①から④までのいずれにも該当せず、帰国者・接触者外来または入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況などから、必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者は入院勧告の対象とならず、宿泊施設等での安静・療養を行うことができる。

- ① 高齢者
- ② 基礎疾患がある者(糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患有する者、透析加療中の者など)
- ③ 免疫抑制状態である者(免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者)
- ④ 妊娠している者

上記②の下線に示したように、透析患者は、無症状病原体保有者および軽症患者でも、自宅療養の対象とはなりません。また、透析患者と同居しているかたが、無症状病原体保有者または軽症患者となった場合でも、各地域の利用可能な入院病床数の状況を踏まえて、入院が可能なときは、入院措置を行うとされています。

引用:

- 1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養 の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf>
- 2) 地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策 (サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について(令和2年3月1日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000601816.pdf>